一、内閣委員会附託法律案審議経過一覧表

件名	提出月日	衆議院 委員会	衆議院 本会議	参議院 委員会	参議院 本会議	公布月日、法律番号	施行月日	備考
の一部を改正する法律案(衆法、四)	11.4							
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法、一〇)	12.11	11.4						
		可決 12.12	可決 12.12	可決 12.13	可決 12.13	可決 12.14	1.74	

一、内閣委員会附託法律案審議経過一覧表

件名	提出日	衆議院 委員会 附託	衆議院 委員会 議了	衆議院 本会議 議了	衆議院 本会議 結果	参議院 委員会 議了	参議院 委員会 結果	参議院 本会議 議了	参議院 本会議 結果	法律番号 公布月日	施行月日	備考
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（第三四、衆法三六）（法律の一部を改正する）	4.6	11.12	12.5	12.12	可決	12.13	可決	12.13	可決	12.20 177	12.20 176	
旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（第二十四、衆法五五）	5.15	11.12	12.5	12.12	可決	12.13	可決附帯決議	12.13	可決	12.21 177		
国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（第二十四、参法一）	2.8	11.12										
国家行政組織法の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一五六）	4.9	11.12										
大蔵省設置法の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一五七）	4.9	11.12										
栄典法案（第二十四、閣法一六〇）	4.10	11.12										
内閣法等の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一六一）	4.10	11.12										
国家公務員法の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一六二）	4.10	11.12										〃
事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一六四）	4.17	11.12										〃
内政省設置法案（第二十四、閣法一六六）	4.23	11.12										〃
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（第二十四、閣法一六七）	4.24	11.12										〃
内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（第二四、閣法一七〇）	4.23	11.12										〃
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆法一四）	11.28	11.29	12.11	12.12	可決	12.13	可決	12.13	可決	12.14 174		
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法一一〇）	12.11	12.11	12.12	12.12	可決	12.13	可決	12.13	可決			〃
												継続審査

二、法律案

第二十四国会において、当委員会に付託された法律案は十四件で

その結果は次のとおりである。

二、法律案

第二十四国会において、当委員会に付託された法律案は十四件でその結果は次のとおりである。

内訳

当委員会で議決された法律案――――――三件

継続審査と決した法律案――――――一〇件

審査未了となつた法律案――――――一件

計　一四件

(一)　当委員会で議決された法律案

①　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（大平正芳君外十一名提出第二十四回国会衆法第五五号）

イ.　議案の要旨

昭和三十年戦傷病者戦歿者遺族等援護法の改正（法律第一四四号）

によつて、太平戦争以後戦地において、旧軍人、旧準軍人が故意または重大な過失によつて負傷または疾病にかかつたことが明らかでないときは、公務上の負傷または疾病とみなされ（援護法第四条）、同時に恩給法においても、昭和二十八年法律一五五号附則第三十五条の二（昭和三十年法律一四三号）によつて公務死とみなされた。

しかるに内地等に、勤務していた旧軍人、旧準軍人については、これらの措置が適用されず明らかに公務によつて死亡したもののみがその対象とされていたに過ぎない。

したがつて、本法案は、太平洋戦争の様相及びその際における召集令状準の変更等を考慮して旧軍人、旧準軍人で、本邦をはじめ満洲、朝鮮、台湾、樺太等戦地に指定されなかつた地域において、その職務に関連して死亡した場合、これを公務によつて死亡した場合に準じて取り扱い、これら旧軍人等の遺族に対して遺族年金または扶助料を支給することとし、もつて旧軍人等の遺族援護の公平を期そうと

するのがその骨子であつて、主なる内容は次のとおりである。

(1) 旧軍人、旧準軍人のうち

(イ) 営内に居住すべきもので

(ロ) 昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間における在職期間中

(ハ) 本邦及び政令で定める地域で戦地以外の区域（樺太、満洲、台湾、朝鮮等）で、

(ニ) その職務に関連して負傷し又は疾病にかかり

(ホ) これが原因となつて、在職期間内または在職期間経過後、一年（厚生大臣の指定する疾病についてはは三年）以内に死亡したものである場合には、

これを公務に因る死亡に準じて取り扱い、これに該当する約三万六千の旧軍人、旧準軍人の遺族に対して、通常の遺族年金の六割を支給することとした。

たゞし、当該旧軍人、旧準軍人の負傷又は疾病が昭和十九年一月一日以前に生じたものについては、その負傷または疾病が職務に関連することが顕著であると認められる場合に限ることとした。また、旧勅令第六十八号の施行前に、旧軍人関係の普通扶助料を受ける権利について、裁定を受けた遺族については、援護審査会の議決を経たものに限つている。

本法第三条による

特別遺族年金額＝{35.246＋5.000×(B－1)}×$\frac{6}{10}$

B＝遺族総数

但し、次に説明する恩給法上の扶助料の支給を受けるものは、遺族年金額は支給されない。（遺族年金――――六百人　扶助料――――三万五千四百人）

(2) 恩給法との関係について、その死亡が公務死亡に準じて取り扱われる場合に該当する旧軍人、旧準軍人の遺族は、その死因については恩給局長の審査を要することなく、俸給年額を基礎として定めた次表の倍率を、普通扶助料に乗じて得た扶助料を支給することとした。

（次　表）

		倍
大将		1.00
中将		1.00
少将		1.00
大佐		1.15
中佐		1.15
少佐		1.15
大尉		1.35
中尉		1.35
少尉	准士官	1.50
曹長		1.76
軍曹		1.84
伍長		1.88
兵		1.99

本法案による
特別公務扶助料年額

普通恩給年額

1×(実在職年−最短恩給年限)/150 ×1/2 ×(各階級別倍率)

=仮定俸給年額×{50/150 +

普通扶助料年額

+ 4,800円×扶養遺族数

扶養遺族加給

(註)｛実在職年が最短恩給年限に達しないものは達したものとみなされる｝

階級＼在職年	12年	20年	50年
大　将		6.340	210.540
中　将		7.224	166.344
少　将		10.572	124.932
大　佐		8.385	122.461
中　佐		0.593	113.657
少　佐		79.340	89.645
大　尉		74.012	83.624
中　尉		55.717	62.953
少　尉		48.025	54.262
准士官		45.507	51.417
曹　長	28.	44.753	50.491
軍　曹	28.	43.917	49.548
伍　長	27.	43.405	48.970
兵	26.	41.289	46.582

本法案による特別扶助料在職年別年額

階級＼在職年	12年	13年	15年	20年	25年	30年	40年	50年
大　将		121.000	125.840	137.940	150.040	162.140	186.340	210.540
中　将		95.600	99.424	108.984	118.544	128.104	147.224	166.344
少　将		71.800	74.672	81.852	89.302	96.212	110.572	124.932
大　佐		70.380	73.195	80.233	87.271	94.309	108.385	122.461
中　佐		65.320	67.933	74.465	80.997	87.529	100.593	113.657
少　佐		51.520	53.581	58.733	63.885	69.037	79.340	89.645
大　尉		48.060	49.982	54.788	59.594	64.400	74.012	83.624
中　尉		36.180	37.627	41.245	44.863	48.481	55.717	62.953
少　尉		31.185	32.432	35.550	38.669	41.788	48.025	54.262
准士官		29.550	30.732	33.687	36.717	39.597	45.507	51.417
曹　長	28.688	29.262	30.397	33.278	36.147	39.016	44.753	50.491
軍　曹	28.152	28.715	30.025	32.656	35.472	38.287	43.917	49.548
伍　長	27.824	28.380	29.493	32.276	35.058	37.841	43.405	48.970
兵	26.467	27.268	28.055	30.702	33.348	35.995	41.289	46.582

＋4800円×扶養遺族数
└ 扶養遺族加給 ┘

（註）｛実在職年が最短恩給年限に達しないものは達したものとみなされる｝

(3) 本法に規定する扶助料及び遺族年金は昭和三十二年一月分から支給するが、その支給開始は四月以降としている。

2 所要経費

恩給法関係約十億八千万（対象三万五千四百人）

援護法関係約　二千万（対象　六百人）

3 審議経過

(3)　本法に規定する扶助料及び遺族年金は昭和三十二年一月分から支給するが、その支給開始は四月以降としている。

2　所要経費

恩給法関係約十億八千万（対象三万五千四百人）

援護法関係約　二千万（対象　六百人）

3　審議経過

第二十四国会（提出）五月十五日（付託）同日（提案理由聴取）

五月十六日（質疑）五月二十一日、二十三日（内閣委員会会議録

第五十号、第五十二号）（継続審査決定）六月三日（本会議も同じ）

第二十五国会（再付託）十一月十二日（質疑）十一月二十八日（内

閣委員会会議録第一号）（採決）十二月五日（本会議は十二月十二

日）

（結果）次の附帯決議を附して全会一致で原案の通り可決

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案に対する附帯決議

過般の太平洋戦争は近代的科学戦であり、国を挙げての総力戦体制のもとに、国内も戦場化するに至つた実情を考慮し、旧軍人等と同様の立場でその犠牲となつた者の遺族に対しても、政府は、本法律案の趣旨にかんがみ、速かに適切なる措置を講ずべきである。

1.

② 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する

提出、第二十四国会衆法第三六号）　法律案（赤城宗徳君外三名

議案の要旨

教育職員の免許制度においては、学歴の相違がそのまゝ免許状の相違に結びつけられており、学歴の要素は高く評価されているが、給与制度においては、俸給決定の諸要素のうち特に経験年数が重要視され、学歴等は大きな比重を占めてはいない。

かゝる実情にかんがみ、本案は、この学歴の要素を教育職員の給与制度に明確に反映せしめようとして立案されたものであり、その内容は次のとうりである。

第一点は、高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員中、旧制若しくは新制の大学を卒業した者、旧中学校高等女学校教育職員免許状若しくは

旧高等学校高等科教員免許状を有する者、又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者については、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、二号俸を超えない範囲内で、俸給月額を調整することができるものとしたこと。

第二点は、人事院は、教育職員の初任給基準についても、右の趣旨を考慮して、適切な措置を講じなければならないものとしたこと。

2. 所要経費

この法律の趣旨にそつて俸給月額の調整を完全に実施するとすれば、その所要経費は約、三億八千万円の見込である。

3. 審議経過

第二十四国会、〔提出〕四月六日、〔付託〕四月九日、〔提案理由聴取〕四月十二日、〔質疑〕五月二十二日、〔修正案提出〕六月一日〔継続審査決定〕六月三日

第二十五国会、〔付託〕十一月十二日、〔質疑〕十二月五日、

〔討論省略〕〔採決〕十二月五日、〔結果〕全会一致をもつて原案の通り可決。

附帯決議

本法案の実施に当つては、政府は、昭和二十九年一月一日において中学校、小学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属することとなつた教育職員並びに大学等の教育職員のうちで学歴、資格の高いものについても、適切なる措置を講ずること。

右決議する。

註、この附帯決議案は委員全員を代表して受田委員より提出された。

尚本法案に対する内閣側の意見は、制度上、財政上の理由から適当でないということであつた。

③　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

1.　議案の要旨

本案は、昭和三十一年七月十六日、人事院が国会および内閣に対して行つた「報告ならびに勧告」のうち、「千年三月に俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の〇一五ケ月分に相当する特別手当を支給するものとする。」との趣旨にかんがみ、国家公務員に対して十二月十五日に支給する期末手当の額を〇一五ケ月分増額して支給しようとするものである。

なお、本案によつて増額されることとなる部分の本年十二月における支給については、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかなういうる範囲内で定める割合により支給することとしている。

2.　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、一般職、特別職の職員をあわせて概算

約十四億円である。

3. 審議経過

（提出）十二月十一日、（付託）十一日、（提案理由聴取）十一日、（質疑）十一日、十二日、（採決）十二月十二日、（結果）原案の通り可決。

4. 主なる質疑要点

(イ) 政府は人事院勧告の趣旨を尊重したといわれるが結果的に見ると、Q一五ケ月分期末手当を増額するにとどまつて、年度末にQ一五ケ月分支給すべしという勧告の趣旨は必ずしも尊重されたことにならない。

同様に、勧告の趣旨は年度末特別手当とあわせて給与体系全体の問題として俸給そのものを増額する内容も含まれているのであるが、本案では、特別手当に関する部分のみ切りはなして措置しているがこれも問題である。

(ロ) 国家公務員と同様、地方公務員に対しても当然、期末手当をQ一五ケ月分増額支給すべきであるが、その際、赤字財政に悩む地方公務員に対し政府としては、その財源措置をいかように考へているのであるか。

(ハ) 本案とも関連して全国には多数の日雇い労務者がいるがこれらの人々に対して政府は何らかの考慮を払う用意があるか。

(ニ) 継続審査と決した法律案

① 国家行政組織法の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一五六号）

② 大蔵省設置法の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一五七号）

③ 内閣法等の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一六一号）

④ 国家公務員法の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第

一六二号

⑤ 事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一六四号）

⑥ 内閣設置法案（第二十四回国会閣法第一六六号）

⑦ 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一六七号）

⑧ 内閣設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（第二十四回国会閣法第一七〇号）

⑨ 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（第二十四回国会参法第一号）

1. 議案の要旨

以上、九件の要旨については、「第二十三、第二十四回国会における内閣委員会審議概況」九五頁～一一八頁参照

2. 所要経費

同右参照

3. 審議経過

（内閣付託）十一月十二日、（継続審査決定）十二月六日（本会議）

十二月十三日

⑩ 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（石橋政嗣君外九名提出、衆法第四号）

1. 議案の要旨

最近における民間給与、生計費その他給与に関係ある諸条件にかんがみ、十二月十五日に支給する手当につき、期末手当の額を〇・五月分増額して一・五月分とし、勤勉手当とあわせて合計二月分を支給しようとするものである。

2. 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三十億円の見込である。

3. 審議経過

（付託）十一月二十九日、（提案理由聴取）十一月三十日、（継続審査決定）十二月五日、（本会議は十二月十三日）

国家公務員等の給与改善に関する件

本年三月三公社五現業職員の給与に関し、中央調停委員会より調停案

が提示せられ、更に本年七月国家公務員の給与に関して人事院より政府及び国会に対し勧告が行われたにかかわらず、いずれも今日まで放置せられていることは誠に遺憾である。よつて、政府は、官公職員の給与問題に関して本年度内にこれが解決を見るべく努力すべきである。

右決議する。

㈢ 審議未了となつた法律案

(1) 栄典法案（第二十四国会閣法第一六〇号）

1. 議案の要旨

「第二十三、第二十四国会における内閣委員会審議概況」九九頁参照

2. 審議経過

（再付託）十一月十二日

三、請　願

第二十五回国会において内閣委員会に付託された請願の総数は二六件で、審査の結果は次のとうりである。

○ 請　願　二六件

内　訳

イ、採択の上内閣に送付すべきものと決したもの　二二件

ロ、審査未了のもの　四件

㈠ 採択の上内閣に送付すべきものと決したもの　二二件

元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願（高須伝君紹介）（第一号）

同（高須伝君紹介）（第二〇三号）

同（横山利秋君紹介）（第三一一号）

駐留軍使用道路の損害補償に関する請願（田中彰治君紹介）（第

一二四号）
湘南観光道路の演習地貫通等に関する請願（片山哲君紹介）（第一七五号）
長野市の地域給引上げの請願（小坂善太郎君紹介）（第二〇四号）
一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関する請願（片島港君紹介）（第二八四号）
世論調査に関する請願（森三樹二君紹介）（第三一三号）
大子町の地域給引上げの請願（河本敏夫君紹介）（第三七二号）
摂保川町の地域給引上げの請願（河本敏夫君紹介）（第三七三号）
農地局定員外職員の定員化に関する請願（芳賀貢君紹介）（第四〇七号）
同（笹山茂太郎君紹介）（第四三四号）
元沖縄県特定郵便局長の恩給等に関する請願（淵上房太郎君紹介）（第四〇八号）

行政機関職員定員法の一部改正に関する請願（茜ヶ久保重光君紹介）（第四〇九号）
小諸市の地域給引上げの請願（井出一太郎君紹介）（第四六四号）
同（松平忠久君紹介）（第六二六号）
小諸市の寒冷地手当引上げの請願（井出一太郎君紹介）（第四六五号）
同（松平忠久君紹介）（第六二五号）
化学分析中央機関設置に関する請願（野沢清人君紹介）（第五〇〇号）
元満洲国日本人官吏に恩給法適用に関する請願（中居英太郎君紹介）（第五〇一号）
新市における地域給の差異是正に関する請願（山崎巌君紹介）（第六二七号）
増加恩給及び傷病年金増額に関する請願（山下栄二君紹介）（第

六九八号）

㈡ 審査未了と決したもの　四件

明治、大正年代における殊勲者特權復活に関する請願（横井太郎君紹介）（第五七号）（第三一二号）

同（加藤鎌五郎君紹介）（第二〇一号）

金鵄勲章年金復活に関する請願（林譲治君紹介）（第二〇二号）

同（植木庚子郎君紹介）（第二〇三号）

四　委員会審査経過日誌

十月二十六日（月）

理事会

第二十四回国会において継続審査となり、改めて付託された次の栄典法案等十二件の取扱いについて協議した結果、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」及び「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案」の両案を審議することとした。

法律の一部を改正する

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（赤城宗徳君外三名提出、第二十四回国会衆法第三六号）

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（大平正芳君外十一名提出、第二十四回国会衆法第五五号）

国務大臣の私企業等の関与の制限に関する法律案（参議院提出、第二十四回国会参法第一号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一五六号）

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一五七号）

栄典法案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六〇号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六一号）

国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六二号）

事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六四号）

内政省設置法案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六六号）

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六七号）

内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一七〇号）

十一月二十八日（水）

理事会

委員会の運営について協議した。

委員会（第一回）

一、「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案」（大平正芳君外十一名提出、第二十四回国会衆法第五五号）について、受田委員が提出者大平委員及び八巻恩給局長に質疑を行つた。

二、基地問題等について、船田国務大臣、防衛庁林防衛局長及び同庁大森施設課長並びに今井調達庁長官に対し、赤沢、福井、西ケ久保の各委員が質疑を行つた。

三、十一月二十七日のエチオピア皇帝レセプションの招待人選

基準に関し、江崎委員より委員長に対し、調査要望が行われた。

なお、国政調査承認要求に関する件について、協議決定した後、石橋委員を理事に補欠選任した。

十一月三十日（金）

理事会

委員会の運営について協議した。

委員会（第二回）

一、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（石橋政嗣君外九名提出、衆法第四号）について、提出者石橋委員より提案理由の説明を聴取した。

二、「一般職国家公務員の給与に関する報告と勧告」について、浅井人事院総裁及び滝本給与局長に対し、片島委員が質疑を行つた。

十二月三日（月）

理事会

委員会の運営について協議した。

委員会（第三回）

左記事項に関して、受田、片島、西ケ久保、赤沢の各委員が、船田国務大臣、調達庁松木不動産部長及び大蔵省市瀬国有財産第二課長に対して質疑を行つた。

記

1 国防会議
2 自衛隊の昭和三十二年度予算見込
3 儀仗隊設置問題
4 宮崎県新田原に第三操縦学校の分校設置問題
5 前橋に科学学校の設置問題
6 美保基地（鳥取）

十二月四日（火）

委員会（第四回）

審査に入るに至らなかつた。

十二月五日（水）

委員会（第五回）

一、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案（大平正芳君外十一名提出、第二十四回国会衆法第五五号）について国会法五七条三の規定により、田中内閣官房副長官より内閣の意見を聴取した後、討論省略採決の結果、次の附帯決議を附し、全会一致をもつて原案の通り可決した。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案に対する附帯決議

過般の太平洋戦争は近代的科学戦であり、国を挙げての総力戦体制のもとに、国内も戦場化するに至つた実情を考慮し、旧軍人

等と同様の立場でその犠牲となつた者の遺族に対しても、政府は、本法律案の趣旨にかんがみ、速かに適切なる措置を講ずべきである。

二、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（赤城宗徳君外三名提出、第二十四回国会衆法第三六号）

(1) 右案について、受田委員が提出者赤城議員に対し質疑を行つた後、国会法第五七条三の規定により、田中内閣官房副長官より内閣の意見を聴取した。

(2) 右案について質疑を終了し、討論省略採決の結果、次の附帯決議を附し全会一致をもつて原案の通り可決した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の実施に当つては、政府は、昭和二十九年一月一日にお

いて中学校、小学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属することとなつた教育職員並びに大学等の教育職員のうちで学歴、資格の高いものについても、適切なる措置を講ずること。

十二月六日（木）

理事打合せ会

当委員会に付託の法律案及び請願の取扱いについて協議した。

委員会（第六回）

一、左の十法律案はいずれも継続審査とすることに協議決定した。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（参議院提出、第二十四回国会参法第一号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一五六号）

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回

国会閣法第一五七号）

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六一号）

国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六二号）

事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六四号）

内閣設置法案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六六号）

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六七号）

内閣設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一七〇号）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（石高政嗣君外九名提出、衆法第四号）

二、当委員会に付託された請願のうち、恩給に関するもの六、給与に関するもの十二、その他四、計二十二件を、選択の上内閣に送付すべきものと議決した。

三、元沖縄県有給吏員の恩給に関する件について、庶次委員より、次の決議案が提出され、全会一致をもつて、原案の通り可決した。

元沖縄県有給吏員の恩給に関する件

元沖縄県有給吏員の恩給の支給について、昭和二十三年九月まではその支給の途が開かれていたが、それ以降の分が打切られている。現在沖縄が米国の施政権の下にあるといえども、我国に主権が存在する以上は、これら吏員の恩給の支給について政府は速かに善処せられたい。

右決議する

二十六件

四、国家公務員等の給与改善に関する件について、片島委員より次の決議案が提出され、全会一致をもつて、原案の通り可決した。

国家公務員等の給与改善に関する件

本年三月三公社五現業職員の給与に関し、中央調停委員会より調停案が提示せられ、更に本年七月国家公務員の給与に関し人事院より政府及び国会に対し勧告が行われたにかかわらず、いずれも今日まで放置せられていることは誠に遺憾である。よつて、政府は、官公職員の給与問題に関して本年度内にこれが解決を見るべく努力すべきである。

右決議する。

なお、閉会中審査の件について、協議決定した。

十二月十一日（火）

委員会（第七回）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第一〇号）について、倉石国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、受田、大坪、石橋、片島、細田の各委員が、同大臣、大山公務員制度調査室長および大蔵省村上主計局次長に対し質疑を行つた。

十二月十二日（水）

委員会（第八回）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第一〇号）に関し、石橋委員が、太田自治庁長官に対し、地方公務員の期末手当の増額支給およびこれに伴う地方公共団体の財源措置問題について質疑を行つた後討論省略採決の結果、全会一致

をもつて、原案の通り可決した。

五、委員会活動状況集計表

1. 委員会の開催回数……八

2. 付託法律件数

(1) 総数……一四

(2) 成立……三

(3) 継続審査……一〇

(4) 審議未了……一

3. 請願審査件数

(1) 総数……二六

(2) 採択の上内閣送付……二二

(3) 審査未了……四

内閣委員会調査室

室長	事務官 安倍三郎
調査員	加藤重喜
〃	本田敬信
〃	崎川謙三
〃	山口一
調査主事	林昌茂
調査主事補	松沢幸子
〃	池田武男
〃	小山綾子

파 N46

正　誤　表

頁	行	誤	正
29	3	公家公務員	国家公務員
27	1	今年の人事院	今度の人事院
26	17	賃階級を建前	賃階給を建前
21	11	賃階級でなくて	賃階給でなくて
10	3	団交交渉権	団体交渉権
10	3	合化九・二％　全鉱六・二％	合化九・三％　全鉱六・一％
3	10	電機六・八％	電機六・二％
目次	2	どのような作業条件	どのような熟練や努力を要しどのような作業条件